

独立行政法人国際交流基金 平成28年度計画

独立行政法人国際交流基金(以下、「基金」とする。)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、平成28年度における業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うに際し、地域別の重点施策及び政策的課題等、日本ブランドの対外発信を含む、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、地域・国別事業方針を各分野等の事業方針に反映の上、事業を行う。

1 地域別事業方針による事業の実施

当該地域の事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成28年度地域別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。

外交政策に基づき、特に、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」を引き続き着実に展開するとともに、中央アジアを対象に、総理往訪を踏まえた重点的な事業実施を行う。更に、外交環境や海外現地情勢の変化等を的確に把握することにより、効果的に事業を実施するとともに、機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応する。こうした重点国・地域において、また重要政策課題に対応して実施する事業においては、相手国要人の事業参加、主要メディアによる好意的発信等がなされることにより、日本にとって良好な影響を生み出す効果を得ることを目指す。

なお、やむを得ない事情により事業を中止する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

(平成28年度地域別事業方針:別紙1)

2 分野別事業方針等による事業の実施

国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施していくため、以下の分野別事業方針等に基づいて事業を実施する。

(1)文化芸術交流事業の推進及び支援

対日関心の喚起と日本理解の促進に資するため、多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介する事業及び文化芸術分野における国際貢献事業を、日本と海外の双方向の事業や相手国の国民との共同作業を伴う事業、人物交流事業等も含め、効果的に実施する。

事業実施にあたっては、専門機関として長年培ったノウハウやネットワークといった専門性をさらに高め、多様なスキームを複合的に組み合わせる等、その専門性を生かした質の高い大型の事業に重点化する。「日本祭り」開催支援事業を通じては、外務省戦略的対外発信重点対象国において開催される日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施し、日本の多様な魅力を紹介するとともに、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施にも配慮する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組も実施する。

「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については引き続き、現地におけるニーズ調査を踏まえつつ、着実に実施する。

平成28年度補正予算(第2号)により追加的に措置された運営費交付金を活用する文化発信事業については、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するような企画を実施すべく、現地のニーズを的確に把握し、また関係者・機関と連携の上、実施体制を整え、着実に取り組む。

日中交流センターでは、自己収入財源(政府出資金等の運用益収入等)によって、青少年を中心とする日中両国国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営、日中大学生交流ネットワーク構築事業等について、継続的かつ安定的な実施を図る。

[諸施策]

ア 多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介

諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映、書籍の翻訳・出版等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特により深い日本理解につなげる。そ

の他の地域・国については、外部リソースの活用のための工夫等も含め、より効率的に効果のあがる事業形態・方法を検討する。

- ・米国
- ・中国
- ・韓国
- ・イタリア(日本・イタリア国交 150 周年)
- ・ベルギー(日本・ベルギー友好 150 周年)
- ・シンガポール(日・シンガポール外交関係樹立 50 周年)
- ・ブラジル(リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック)
- ・中央アジア

なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の 80%以上から有意義であったとの評価を、また、同じく回答数の 80%以上から日本理解促進／対日関心向上について肯定的評価を得ることを目指す。右に加え、「日中ふれあいの場」運営事業では来場者数の対前年度比増を目指す。さらに、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。

イ 文化芸術分野における国際貢献

国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。

また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。

なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成十八年法律第九十七号)の着実な施行に配慮する。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域別方針に基づき、地域・国の視点に立って、特に中国・韓国については、共同制作事業等を通じた交流と文化を通じた共通課題への取組みを積極的に推進する。

なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の 80%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。

(2) 海外日本語教育、学習の推進及び支援

日本語の更なる国際化を推進するための基盤整備を行うため、「JF 日本語教育スタンダード」の活用を推進し、定着を図るとともに、同スタンダードに準拠した日本語講座を海外で引き続き拡大していくほか、eラーニング教材を整備する。また同スタンダードに準拠する日本語教材の開発を継続する。これにより、日本語学習の効果、効率の向上や若年層、初学者層の学習促進・支援を図る。また、日本語能力試験については、「JF 日本語教育スタンダード」との関連を整理し、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性の維持・増進を図る。

また、各国・地域の政府・日本語教育拠点などの関係機関と連携を取りつつ、対象国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交その他の関係、日本への関心の在り方、学習者の目的、日本語普及上の課題などに対応して事業を行う。その際、将来的に、現地において日本語学習が定着し、自立的・継続的に日本語教育が行われることを視野に入れる。

政府の方針や重要な外交政策に基づいて生じる日本語普及に関する新たな要請やニーズに対しては、基金の特性を踏まえた効果的な日本語事業を行う。特に、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。また、政策的要請に基づく経済連携協定(EPA)に関わる日本語研修事業に適切に対応する。

これらの措置を通じて海外における日本語学習者が着実に増加するよう努める。それに併せて、日本語能力試験について、実施規模の拡大、収支の安定と自己収入の拡大を図る。また、事業の整備・拡充にあたり、効率化や自己収入拡大に可能な限り努めつつ、これを進める。

なお、事業実施にあたっては、定量的指標に基づき適切に事業成果を把握することに努め、主催事業については、支援対象機関や研修参加者等にアンケートを実施し、80%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。長期的な研修については、日本語能力の向上を一つの目標とし、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定する。日本語学習奨励研修においては、研修参加者の80%以上から学習意欲が向上したとの回答を得ることを目標とする。ウェブサイトを通じた日本語教育に関する情報提供については、年間アクセス件数が前期中期目標期間中の平均年間アクセス件数(1,210万件)を上回ることを目標とする。日本語国際センター、関西国際センターに設置されている図書館の来館者数については、現地日本語教師等の研修参加者数等に基づき適切な目標値を設定して運営にあたる(年間研修参加者数(人×日)の50%を目標値とする)。

これらを踏まえ、平成28年度においては以下のように事業を行う。

[諸施策]

ア 日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa～eを実施する。

a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着

「JF 日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行い、引き続き普及に努める。

また、「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教科書『まるごと 日本のことばと文化』については、中級1(B1)の市販版刊行、中級2(B1)の市販化に向けた準備、中上級(B1/B2)及び上級(B2)の開発を行う。

b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開

平成28年度についても、国際交流基金日本語講座において「JF 日本語教育スタンダード」準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』を利用し、同スタンダードの理念に沿った運営を行うほか、附属機関において「JF 日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行う。

また、『まるごと 日本のことばと文化』の日本語教育機関における利用促進に努める。

c 日本語能力試験の安定的拡大

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

平成28年度は、新たな実施地を増やし、7月の第1回試験を32か国・地域、120都市、12月の第2回試験を70か国・地域、219都市で実施する。海外受験者数の目標については、平成24年以降の外交環境の大きな変化や一部の国における教育制度の変更等の影響を勘案し、年間45万人程度以上とする。

また、引続きJF日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加及び応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。

d eラーニング事業の整備、推進

ウェブ版「エリンが挑戦！ にほんごできます。」の運用を継続するとともに、ウェブサイト「まるごと+(まるごとプラス)」の多言語化を進める。

日本語学習の裾野を一層広げていくため、総合日本語eラーニングコースの開発を継続し、オンラインによる学習コースを開設する。

e 日本語事業に関する調査、情報提供

海外の日本語教育機関調査については、平成27年度に実施した調査の結果をまとめ、公表するとともに、更新情報を随時収集・提供する。また、日本語教育に関する国別情報を平成28年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。これ

らを通じ、海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。

イ 中期計画を踏まえ、各国・地域の状況に応じ、以下の f~j を、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。

f 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用

平成 27 年度に JF にほんごネットワーク(通称:さくらネットワーク)のメンバーとして新規認定した機関を含め、認定機関に対する支援を行うことにより、効果的な日本語普及事業を実施する。

g 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援

現地日本語教師を招へいし、各種研修を実施する。

あわせて、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語専門家等を派遣し、派遣先機関並びに派遣国・地域全体における日本語教授、現地教員育成、カリキュラム作成、教師会等のネットワーク強化等についての支援、協力をを行う。

特に、以下の地域・国について各地域・国の状況に応じた支援を重点的に実施する。

- ・東南アジア地域
- ・米国
- ・中南米地域
- ・中央アジア地域
- ・英国

h 各国・地域の日本語学習者に対する支援

外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施する。外交上の必要性に配慮し、平成 27 年の中央アジアへの総理大臣訪問時の政策スピーチを踏まえた日本語学習者招へいを行う。

i 経済連携協定(EPA)関連日本語教育の着実な実施・拡充

経済連携協定(EPA)にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。

j 日本語教材・教授法等の開発・普及等

各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。

(3)海外日本研究・知的交流の促進

海外における日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、効果的に事業を実施する。なお、東南アジアについては、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

ア 海外の日本研究の促進

外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、海外における日本研究を支援する。

ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。平成28年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

[諸施策]

a 機関支援

海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、講師派遣や研究・会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。

米国においては、従来からの機関支援とともに、米国各地の地方大学など、中小規模の日本関係コースへの支援も行う。

中国の北京日本学研究中心については、第8次三か年計画に基づき支援を行う。日本研究機関支援対象の機関の80%以上から有意義であったとの評価を得る。

b 研究者支援

海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。

フェローシップ受給者の80%以上から有意義であったとの評価を得る。

c ネットワーク支援

海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会、大学等研究機関の連携の取組みや元日本留学生組織の活動を支援する。

イ 知的交流の促進

我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材を育成するため、日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援する。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。平成28年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

[諸施策]

a 対話・共同研究

日本と諸外国との間の共通課題(地球的課題、地域の重要課題等を含む)の解決や、相互関係の強化、対日理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。

中国との知的交流・対話に配慮するとともに、米国との知的交流事業においては、日米間の多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。

これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象機関の80%以上から有意義であったとの評価を得る。

b 人材育成

日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。

各種の知的交流事業への支援や主催事業の実施を通じて対外発信能力を持つ我が国の人材の養成を図る他、地域リーダー・若者交流助成プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援をすることで、国際交流を担う人材の育成を図る。

これら助成事業では、支援対象となった機関の80%以上から有意義であったとの評価を得る。

また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要となる研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの80%以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。

米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。さらに、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。

「現代日本理解特別プログラム」により、オーストラリア・カナダ・米国・英国及びフランスの主要な研究機関を支援し、とくに社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

(4)「アジア文化交流強化事業」の実施

「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」の一環として、日本とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業、アジアの日本語教育機関の活動を支援するための日本からの人物派遣事業等を集中的に行い、ASEAN諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流を抜本的に強化する。

具体的には以下のア～エを実施する。

ア アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を目的とする、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本から各国の日本語教育機関に派遣する事業を実施する。

平成 28 年度は、上記目的の達成に向けて、派遣先国の拡充、地方自治体等との連携、及び広報の強化による応募者拡大に努め、“日本語パートナーズ”長期について 260 名程度の新規派遣を行うとともに、短期派遣を開始する。また、受入校・カウンターパートにアンケートを実施し、回答数の 80%以上から対日理解促進及び学習意欲向上に貢献したとの評価を得ることを目指す。

イ アジアにおける一般市民の間の幅広い交流促進と相互理解の基盤拡充を目的とする、現地機関との連携による各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業を実施・援助する。

平成 28 年度は、上記目的の達成に向けて、「ふれあいの場」(仮称)の運営や、特に防災、多文化共生といった重点分野・テーマを通じた交流など、下記ウと合わせて 140 件(平成 32 年度までの目標 1,000 件÷7 年間相当)以上の事業を実施・支援する。

ウ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組みに向けた、専門家間の交流促進・深化とネットワーク構築・強化を目的とする、グループの交流事業及び個人の招へい・派遣事業を実施する。

平成 28 年度は、上記目的の達成に向けて、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業など、上記イと合わせて 140 件(平成 32 年度までの目標 1,000 件÷7 年間相当)以上の事業を実施・支援する。

エ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関が取り組む共同制作や共同研究等協働事業及びその成果発信事業を実施・援助する。

平成 28 年度は、上記目的の達成に向けて、27 年度に取り組んでいない分野や特に重点を置くテーマにおける協働事業や、2020 年を見据えて総合的に取り組む大規模協働事業の企画・実施及び支援を継続・拡充するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進め、140 件(平成 32 年度までの目標 1,000 件÷7 年間相当)以上の事業を実施・支援する。

(5) 東日本大震災からの復興に資する事業の実施

東日本大震災の経験と教訓を国際社会と共有し、防災や災害復興面で国際貢献に資する

対話交流事業の実施に軸足を置きつつ、災害を乗り越えて復興を進める日本社会の歩みを伝えることに努める。なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の80%以上から有意義であったとの評価を、また、同じく回答数の80%以上から日本理解促進／対日関心向上について肯定的評価を得ることを目指す。

(6) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

ア 国際文化交流への理解の促進

- a 基金本部1階の図書館、2階イベントスペースを運営し、効果的かつ効率的に情報提供を行うことにより、国際文化交流および基金への理解と関心を高める。
- b 国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。
- c 国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行っている団体を顕彰するとともに過去の受賞団体へのフォローアップを行い、国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。

イ 国際交流基金および事業内容に関する情報提供

a 自社媒体による情報発信

- ・基幹広報媒体としてウェブサイト運営する。ウェブサイト年間アクセス件数が第2期中期目標期間の平均値(546万件)を超えることを目標とする。
- ・国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行う媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。年間訪問者数の目標値は平成27年度の目標と同じく18万件とする。
- ・日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook 等のソーシャルメディアを通じて国際文化交流への理解促進を図る。Twitter においては平成27年度の一月あたり平均閲覧回数を、Facebook においては平成27年度の1投稿当たりの平均閲覧人数を超えることを目標とする。

b 報告書による情報発信

基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進するため、年報および事業実績の制作を行う。

ウ 国際文化交流の動向に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

(7) その他

ア 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成24年6月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携等を図る。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。

なお、海外事務所施設の活用については、催し施設を有する12の海外事務所における施設の稼働率の平均が、今期中期計画期間の過去3か年(平成24～26年度)の平均値74%を上回ることを目標とする。

海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイト等を通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。

イ 京都支部の運営

京都支部は、中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

ウ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費の効率化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、以下のような方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比1.35%以上の削減を行う(ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外)。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

- ・本部事務所の借料・敷金の見直しや国家公務員宿舎使用料の見直しを踏まえた宿舎使用料の改定により経費の削減を図る。
- ・契約の競争性を高めることにより経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

2 給与水準の適正化等

(1)給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

職員の在勤手当については、購買力補償方式を反映した適切な水準管理を行なう。

(2)総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、アジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。

3 柔軟かつ機動的な業務運営

法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減(上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く)に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。

最適かつ合理的な人員配置については、アジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。

国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強

化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、事務所の共用化又は近接化を進める。

また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。

4 契約の適正化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

平成28年度においては、平成28年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定し、基金の特性による随意契約を除外した調達における「競争性のある契約」の件数の割合を、平成24～26年度の平均値79.4%以上とすることを目指す。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

5 関係機関との連携確保等

事業の重複排除に配慮しつつ、国際交流をオール・ジャパンで促進する観点から、効果的かつ効率的に事業を実施するため、他省庁・他独立行政法人・地方自治体等関係機関との協力・連携の確保・強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、関係機関と情報共有・連携し、文化プログラム等における貢献策を着実に実施する。

外務省が推進するジャパン・ハウスについては、外務省との連絡を密にしながら、その設置に向けた準備過程において適切な協力・連携を行う。

また、国際業務型法人との連携については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)で定められた方針に従い、適切に対応する。特に、国際観光振興機構との事業の連携強化を図るため、同機構と連携強化のための協定書を締結するとともに、本部事務所の共用化を平成28年度中に実現する。

6 内部統制の充実・強化等

- (1) 独立行政法人通則法の改正に伴う監査機能の強化及び内部統制システムの整備の要請を踏まえ、平成27年度に設置した内部統制委員会の開催等を通じ、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図るとともに、コンプライアンスに

係る取組みを強化・推進する。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。

(2) 事業評価については、通則法改正に伴い策定された総務省の指針及び外務省の実施方針に沿って、中期計画で定めた内容の実現状況や実施した事業の効果を中心に行い、事業や事務の改善に繋げる。また、次期中期目標・計画を見据え、定量的指標の検討を含めた評価プロセスの見直しを行う。

(3) 管理する情報の安全性向上のため、政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、インシデント情報共有体制の整備や自己点検等を通じ、PDCA サイクルを回しながら基金内の情報セキュリティ対策を改善していく。また、被害の拡大防止等の観点から、情報セキュリティインシデント発生時には構築した連絡体制を活用し、迅速に対応する。

III 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙2のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙2のとおり

4 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

(1) 運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会等における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金・協賛金等の受け入れをより一層推進していく。
- (3) 経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。
- (4) 業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。
- (5) 運営費交付金の収益化基準の変更も受け、予算の計画や執行管理を適切に行った上で、業務を実施する。

5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

平成 24 年に策定された「独立行政法人の宿舎の見直し計画」を踏まえ、平成 25 年度に策定した職員宿舎処分計画に基づき、区分所有宿舎の売却を平成 25 年度から順次行っているが、中期計画のとおり、平成 28 年度には 9 戸の売却を行い、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫納付する。

7 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。

IV その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。

2 施設・設備の整備・運営

業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成28年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。

3 基金法 14 条第 1 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び寄附金収入、運用収入を充てるべき業務等の財源に充てることとする。

以上

東アジア
外交環境は改善傾向にあるものの容易に変化し得る状況を踏まえ、対日関心・理解の更なる拡大・深化を目指して、以下を推進する。 1 相互親善・対日観改善に資する事業を継続的に実施 2 若年層を主対象とする事業や若手専門家・研究者の育成・交流事業により、日本理解深化を下支え 3 日本文化への接触が乏しい地方部へ事業展開

東南アジア
東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年に向けて、双方向の交流を促進・深化させ、一部相対的な低下も見られる日本のプレゼンスを一層強化するため、引き続き「文化の WA (和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」を着実に推進する。

大洋州
対日観の変化や相対的な対日関心の低下に対応し、以下を推進する。 1 放送コンテンツの活用や既存の日本理解者層の活動支援等により、効率的に対日関心層を拡大 2 日本研究・知的交流拠点機関に対し、集中的支援を実施

南アジア
概して日本文化との接触機会が限定的で、また文化交流の基盤が脆弱な状況を踏まえ、以下を推進する。 1 放送コンテンツ等を活用し、効率的に対日関心層を拡大 2 人材育成・ネットワーク構築事業により、文化交流の基盤を整備

北米
新政権下の米国との関係強化を意識し、以下を推進する。 1 知的コミュニティにおける日本のプレゼンス向上に資する知的交流事業を実施 2 大型フェスティバル等を活用した事業実施を通じ、日本のプレゼンスを維持・向上 3 日本研究・知的交流拠点機関に対する集中支援、日本語教育強化により、専門家や学生等の対日理解を促進 4 日米文化教育交流会議(カルコン)の勧告・提言を踏まえ、交流を一層強化

中南米
日系人コミュニティ等に支えられた親日土壌を維持・強化するため、以下を推進する。 1 リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピックや、特に訴求力の高い機会、現地に密着した場、また放送コンテンツ等を活用し、効率的に対日関心層を拡大 2 各国の実情に応じた日本語教育基盤強化等を通じ、次世代の親日派・知日派育成

西欧
アジア全体への関心拡大に伴う相対的な対日関心の低下に対応し、また、民間による文化活動が活発で市民参画頻度が高い国・地域も少なくない状況を活用して、以下を推進する。 1 大型フェスティバルや外交周年等、特に訴求力の高い機会の活用や、現地機関との連携を通じ、日本のプレゼンスを高めるとともに、日本のイメージを更に向上 2 日本研究・知的交流拠点機関に対する集中支援、初等教育レベルにおける日本語科目導入等により、専門家や学生等の対日理解促進

東欧・中央アジア
一般的に良好な対日感情を活かし、日本のプレゼンス確保と対日関心・理解促進を目指し、以下を推進する。 1 中央アジアにおいては、27 年 10 月の総理訪問を踏まえた、様々な分野の事業の集中実施を通じ、良好な対日イメージを醸成するとともに、今後の交流の基盤を整えることにより、従来の漠然とした親日感情を確かな対日関心・理解促進に繋げ、「信頼できるパートナー」としての日本のプレゼンスを確保 2 放送コンテンツ等を活用し、効率的に対日理解・関心層を拡大

中東・アフリカ
対日イメージは概して良好ながら、日本に関する情報は限定的である状況を踏まえ、以下を推進する。 1 第6回アフリカ会議(TICAD VI)の機会や放送コンテンツを活用し、日本のプレゼンスのアピールと、対日関心層拡大、基礎的対日理解底上げ 2 人物招聘等を活用し、次世代知日派人材の発掘・育成とネットワーク構築に繋げるとともに、中東・イスラム圏への中長期的事業展開を検討

1 予算

平成28年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	アジア文化交流 強化事業費	その他事業費	全社	合計
収入								
運営費交付金	5,458	3,923	1,113	438	0	3,777	2,304	17,013
運用収入	169	0	544	0	21	115	203	1,053
寄附金収入	0	40	0	0	0	275	22	338
受託収入	0	12	0	0	0	0	0	12
その他収入	29	1,172	67	2	0	102	22	1,394
計	5,656	5,147	1,724	440	21	4,269	2,551	19,809
支出								
業務経費	5,709	5,383	1,802	458	4,043	4,319	0	21,715
うち文化芸術交流事業費	5,709							5,709
海外日本語事業費		5,383						5,383
海外日本研究・知的交流事業費			1,802					1,802
調査研究・情報提供等事業費				458				458
アジア文化交流強化事業費					4,043			4,043
その他事業費						4,319		4,319
一般管理費							2,674	2,674
うち人件費							1,748	1,748
物件費							927	927
計	5,709	5,383	1,802	458	4,043	4,319	2,674	24,389

[人件費の見積]

年度中の総人件費見込み 2,555百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置する。

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

2 収支計画
平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	アジア文化交流 強化事業費	その他事業費	全社	合計
費用の部	6,145	5,907	2,043	570	4,042	4,430	1,293	24,429
経常費用	6,145	5,907	2,043	569	4,042	4,430	1,293	24,429
文化芸術交流事業費	6,085							6,085
海外日本語事業費		5,840						5,840
海外日本研究・知的交流事業費			2,019					2,019
調査研究・情報提供等事業費				565				565
アジア文化交流強化事業費					4,040			4,040
その他事業費						4,385		4,385
一般管理費							1,285	1,285
うち人件費							364	364
物件費							920	920
減価償却費	60	67	24	5	2	46	8	212
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	6,148	5,833	2,050	564	4,042	4,480	1,260	24,375
運営費交付金収益	5,847	4,543	1,380	547	0	3,937	1,137	17,391
運用収益	203	40	563	9	0	123	94	1,032
受託収入	0	12	0	0	0	0	0	12
補助金等収益	0	0	0	0	4,040	0	0	4,040
寄附金収益	4	19	26	1	0	276	10	337
その他収益	37	1,176	69	3	0	103	9	1,397
資産見返運営費交付金戻入	57	42	12	5	0	40	8	164
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	2	0	0	2
財務収益	0	0	0	0	0	0	1	1
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益又は純損失(△)	3	△ 74	7	△ 5	0	50	△ 33	△ 54
純利益又は純損失(△)	3	△ 74	7	△ 5	0	50	△ 33	△ 54

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画
平成28年度資金計画

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	アジア文化交流 強化事業費	その他事業費	全社	合計
資金支出								
業務活動による支出	5,663	5,322	1,781	446	4,043	4,284	2,668	24,207
運営費交付金事業	5,470	4,038	1,147	443	0	3,152	0	14,250
補助金事業	0	0	0	0	4,043	0	0	4,043
運用益等事業	193	1,284	633	3	0	295	0	2,409
一般管理費	0	0	0	0	0	837	2,668	3,505
うち人件費	0	0	0	0	0	837	1,748	2,584
物件費	0	0	0	0	0	0	920	920
投資活動による支出	46	56	21	4	0	35	7,845	8,007
有価証券の取得	0	0	0	0	0	0	7,839	7,839
有形固定資産の取得	46	56	21	4	0	35	6	168
財務活動による支出	0	5	0	9	0	0	1	15
リース債務の返済	0	5	0	9	0	0	1	15
次期への繰越金	0	26	0	0	155	0	3,334	3,515
計	5,709	5,409	1,802	458	4,199	4,319	13,848	35,744
資金収入								
業務活動による収入	5,656	5,147	1,724	440	21	4,269	2,551	19,809
運営費交付金収入	5,458	3,923	1,113	438	0	3,777	2,304	17,013
運用収入	169	0	544	0	21	115	203	1,053
受託収入	0	12	0	0	0	0	0	12
寄附金収入	0	40	0	0	0	275	22	338
その他収入	29	1,172	67	2	0	102	22	1,394
投資活動による収入	0	0	0	0	2,800	0	8,342	11,142
有価証券の償還	0	0	0	0	0	0	8,342	8,342
定期預金の払戻	0	0	0	0	2,800	0	0	2,800
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前期からの繰越金	55	187	84	13	1,378	99	2,977	4,794
セグメント間の振替	▲ 3	75	▲ 7	5	0	▲ 50	▲ 21	0
計	5,709	5,409	1,802	458	4,199	4,319	13,848	35,744

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。